

市之川公民館だより

平成 30 年 8 月号
(No.536 号)
発行：市之川公民館
西条市市之川 6678-1
Tel&Fax： 56-3300

8 月 葉月（はづき）

雨の多かった梅雨が終わり、暑い日々がやってまいりました。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

これからの季節は、部屋の中に居ても油断はできません。適度に水分を補給して、熱中症にお気をつけられて、お元気にお過ごしください。

《 8 月の行事予定 》

日	曜	行 事 ・ 時 刻 ・ 場 所
1 1	土	山の日
1 1	土	カラオケ会 10:00～ 集会室
2 5	土	カラオケ会 10:00～ 集会室

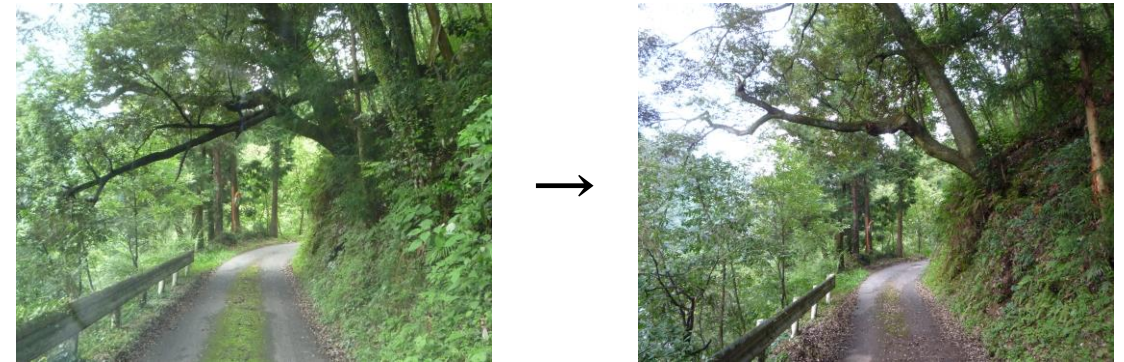
※ 講演会

6月21日(木)に、西条公民館において、講演会を行いました。参加者は小学生30名(4～6年生)と保護者・教員・公民館職員計21名の合計51名でした。1時間の講演でしたが、みなさんとても熱心で、質問もたくさんしてくださいました。



※ 木の撤去

7月9日(月)、市之川谷橋の少し上の道の上に被さっていた木が撤去されました。これで安全に通行ができそうです。



※ 女性学級

7月12日(木)、伊藤正自治会長と女性5名が集まって、笹飾りをつくりました。食事をしたり、歓談をしたりして楽しいひとときを過ごしました。



※ 講演会

7月13日(金)、西条公民館で1時間の講演をさせていただきました。55名の参加がありました。みなさんととても熱心に聞いてくださいました。



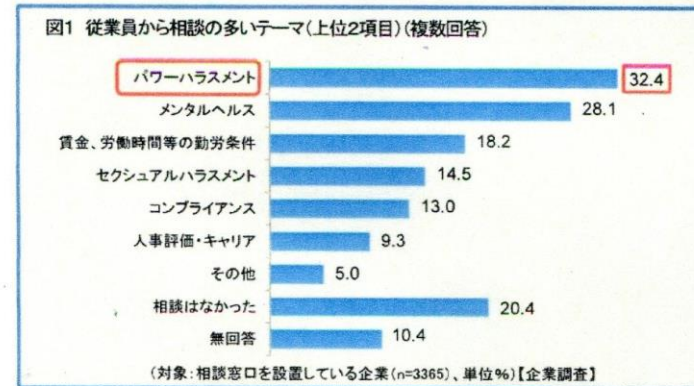
ハラスメント

近年、職場等における「いじめ」や「嫌がらせ」などの「ハラスメント」が問題となっています。「ハラスメント」の意味は、次のようになります。

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりする。

「ハラスメント」には、たくさんの種類があります。例えば、職場等では「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」を聞くことがあります。その他には、飲酒の強要などの「アルコールハラスメント」、受動喫煙問題としての「スモークハラスメント」、言葉や態度、身振りや文書等により働く人間の人格や尊厳を傷つける「モラルハラスメント」など30~40種類程度あるということです。学校で問題となっている「いじめ」、家庭内の「ドメスティック・バイオレンス(DV)」もこの範疇に入ります。要するに、「ハラスメント」とは人権侵害でもあり、さらに、差別又は差別につながることもあるのです。

パワーハラスメント



(「平成28年度 職場のパワーハラスメントに関する実態調査」厚生労働省)

職場においては、業務を円滑に進めるために、管理職に「必要に応じて部下に対する指導や叱責」等の一定の権限が与えられています。しかし、「お前は役立たず」「何をしてもダメなんだ」というような人格や尊厳を否定するような言い方が、日常的に繰り返されるとパワハラ行為となってきます。このパワハラ行為は、セクハラに比べると加害意識や被害意識が低いと言われています。つまり、「人権意識」「人権感覚」の低さでもあるでしょう。パワハラについては、現在明確な規制法令がなく、法律で禁止するなどを視野に入れた検討が行われています。



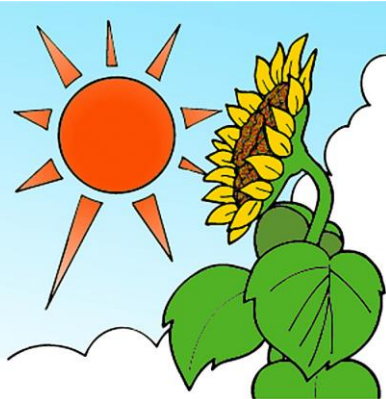
「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体苦痛を与える又は職場関係を悪化させる行為」
(厚生労働省の定義より)

「人権」を、生活や行動のものさしに!

西条市教育委員会 西条市人権教育協議会

文芸欄

- 箕さびして 菜種すいばむ 小鳥かな
- 庭先の 山ゆり咲いて あげは舞う
- ツバメさん ワンワン恐いと 下の線
- 年代の 又旅吞んで 足軽い
- ハクビシン 毎日スイカ 食べに来る
- 害獣の 入り口見つけ 爺天狗
- 矢後勝って いつかトンボに なるだろう
- 石鎚の 鎖を握り 霊峰へ
- 梅雨も明け 暑さ厳しく 身をこがす
- あなたまで 渡り行けそな 虹の橋
- 空の青 変わりて梅雨の 明けにけり
- 夏木立 吹く風も夏 虫も夏



館長 館長 館長 知 知 正 正 正 正 正 正

